

令和7年度補正予算
経営再建支援事業
(小規模事業者申請分)

申請者手引書

【申請期間】

- ・1次申請期間:2026年3月31日(火)~2026年5月29日(金)
- ・2次申請期間:2026年7月1日(水)~2026年9月30日(水)

※各募集期間ごとに申請を取りまとめ、予算の範囲を超える申請があった場合には、必要に応じて按分により交付額を決定します。

※事業完了が2027年2月10日(実績報告書提出最終期限)に間に合う方のみ申請できます。

全国石油商業組合連合会

令和8年7月14日改定版

必ずお読みください

目 次

I. 事業目的及び概要	2
(1)事業内容	2
(2)予算額(国庫補助金)	2
(3)補助対象設備	2
(4)補助率・補助対象経費上限額	3
(5)申請回数	3
(6)申請期間	4
II. 申請要件等	4
(1)申請者資格・要件	4
(2)補助の対象となる費用	5
(3)申請から補助金交付までの流れ	6
(4)代金支払いの期限	8
(5)実績報告書の提出期限	9
(6)支払請求書の提出	9
・SS過疎地一覧	10
III. 注意事項	12
IV. Q & A	13
IV. 申請窓口・問合せ先一覧	14

I. 事業目的及び概要

(1)事業内容

本事業は、当分の間税率廃止の影響を受ける小規模事業者の事業継続を支援することを目的とし、安全検査対応、業務安全対策および安全対策等研修に要する費用の補助を行うことで、小規模事業者の経営の下支えを図るものです。

*「小規模事業者」とは

品質確保法第3条に基づき経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であり、かつ中小企業基本法第2条第5項に基づき、おおむね常時使用する従業員（アルバイト・パート含む）の数が商業・サービス業の場合5人以下の事業者をいう。

(2)予算額（国庫補助金）

総予算額 37.6 億円

※令和7年度補正予算経営再建支援事業で「2区分3事業」の合計額

2区分	3事業
1. 小規模事業者の事業継続支援	・小規模事業者申請分（安全検査対応、業務安全対策、安全対策等研修）… 当該補助事業 ・石油組合申請分（安全検査等研修）
2. 中小企業の油外収益確保等の取組	・中小事業者等における油外収益に資する設備投資等に要する経費

(3)補助対象設備

品質確保法第3条に基づく登録を受けている小規模事業者において、次に掲げる業務に必要なものに限ります。

①安全検査対応

- ・計量法第72条に基づく計量機の検定
- ・消防法第10条第4項に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検
- ・品質確保法第16条に基づく揮発油の分析（※「年36回実施する1年分析」に限る）

②業務安全対策

- ・SS従業員の安全・健康を確保するために必要な機器・備品の購入
※設置工事費や諸経費を含む単価1万円～50万円未満(消費税除く)が補助対象となります。

③安全対策等研修

- ・SSの安全対策や事業継続に必要な乙種危険物取扱者(第4類)、自動車整備に関する安全研修、タイヤ整備・安全点検に関する安全研修を受講した場合の費用 ※上限20万円(消費税除く)を対象

(4)補助率・補助対象経費上限額

補助金の額は、補助対象となる経費を上限100万円として、通常地域SSではその3分の2、SS過疎地等ではその4分の3を交付します。

但し、業務安全対策については単価1万円～50万円未満（設置工事費等を含む）を対象とし、安全対策等研修については上限20万円を対象とする。

	区分	補助率	補助対象経費 上限額
小規模事業者 (従業員数5人 以下)	①安全検査対応	・通常地域SS 2/3	合計100万円 (消費税除く) ※補助金額ではありません
	②業務安全対策 ※設置工事費等を含む単価1 万円～50万円未満(消費税 除く)を対象	・SS過疎地等 3/4	
	③安全対策等研修 ※上限20万円(消費税除く)を 対象	定額(10/10)	

(5)申請回数

1SSにつき、補助対象経費上限額の範囲で申請は最大3回まで可能です。

申請区分は、①安全検査対応、②業務安全対策、③安全対策等研修の3区分があり、いずれの組み合わせによる申請も可能です。

また、同一の区分について複数回申請する場合も対象となります。

<参考例>

事例1: 1回目の申請で①安全検査対応60万円、②業務安全対策40万円を申請した場合

【申請1回目】①60万円×2/3=40万円(SS過疎地等の場合45万円)、
②40万円×2/3=26.6万円(SS過疎地等の場合30万円)
⇒補助金額合計:66.6万円(SS過疎地等の場合75万円)

事例2: 1回目の申請で①安全検査対応40万円、②業務安全対策40万円、③安全対策等研修20万円を実施した場合

【申請1回目】①40万円×2/3=26.6万円(SS過疎地等の場合は30万円)、
②40万円×2/3=26.6万円(SS過疎地等の場合は30万円)に加え、
③20万円×10/10=20万円
⇒補助金額合計:73.2万円(SS過疎地等の場合80万円)

事例3: 1回目の申請で②業務安全対策80万円(単価40万円×2)、2回目の申請で③安全検査等研修20万円を実施した場合

【申請1回目】②80万円×2/3=53.3万円(SS過疎地等の場合は60万円)
【申請2回目】③20万円×10/10=20万円
⇒補助金額合計:73.3万円(SS過疎地等の場合80万円)

事例1	事例2	事例3
申請1回目 ①を60万円、②を40万円 申請する場合 ①60万円 補助金額40万円(2/3) (SS過疎地等の場合45万円) ②40万円 補助金額26.6万円(2/3) (SS過疎地等の場合30万円) 補助金額：66.6万円（満額） (SS過疎地等の場合75万円)	申請1回目 ①を40万円、②を40万円、 ③を20万円申請する場合 ①40万円 補助金額26.6万円(2/3) (SS過疎地等の場合30万円) ②40万円 補助金額26.6万円(2/3) (SS過疎地等の場合30万円) ③ 20万円 補助金額20万円(10/10) 補助金額：73.2万円（満額） (SS過疎地等の場合75万円)	申請1回目 ②を80万円 申請する場合 ②80万円(単価40×2) 補助金額53.3万円(2/3) (SS過疎地等の場合60万円) 補助金額：53.3万円 申請2回目 ③を20万円 申請する場合 ③ 20万円 補助金額20万円(10/10) 補助金額：20万円 合計 73.3万円（満額）

(6)申請期間

申請期間
1次申請期間：2026年3月31日～2026年5月29日(全石連必着) 2次申請期間：2026年7月1日～2026年9月30日(全石連必着)

※各募集期間ごとに申請を取りまとめ、予算の範囲を超える申請があった場合には、必要に応じて按分により交付額を決定します。

※安全検査対応に係る申請については1次申請の締切にかかわらず、申請の都度、交付決定を行うものとします。

なお、2次申請については、他の申請と同様に、申請期間終了後に交付決定を行うものとします。

Ⅱ. 申請要件等

(1)申請者資格・要件

申請者は、次の要件をすべて満たす「小規模事業者」とします。

- ・品質確保法第3条に基づき、経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であること
- ・給油所を運営していること
- ・交付申請書(様式経再第1号-1)の別紙「誓約書」に記載の各事項に該当しないこと

※複数SSを運営している場合は、SSごとの申請をお願いします。

(2)補助の対象となる費用

補助対象経費		例示
①安全検査対応	(1)計量法第72条に基づく計量機検定に要する費用	計量機(メーター)検定、移動タンク貯蔵所(メーター)の検定
	(2)消防法第10条第4項の規定に基づく取扱所及び貯蔵所の定期点検に要する費用	地下タンク及び地下埋設配管漏洩検査、移動タンク貯蔵所(ローリー)のタンク圧力検査等
	(3)品質確保法第16条に基づく揮発油の分析に要する費用	登録分析機関に委託する揮発油分析(年36回実施する1年分析のみを対象とする)
②業務安全対策	SS事業者及び従業員の安全・健康を確保するために要する費用	防爆空調服、スポットクーラー、空気清浄機、エアコン、扇風機(小型、大型)、冷蔵庫、暑さ指数計、消火設備、融雪マット、電熱ベスト、温風ヒーター、AED、LED照明、洗濯機、除雪機、情報通信機器(無停電電源装置)、等
③安全対策等研修	SSの安全対策や事業継続に要する研修費用及び受験費用	・乙種危険物取扱者(第4類)資格取得研修及び受験料 ・危険物取扱者保安講習 ・対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務、自動車用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てん等する業務に関する安全研修

○補助対象経費

①安全検査対応及び②業務安全対策は以下の経費が対象になります。

検定申請費、消防申請手続き費、法定点検整備における部品交換等の修理代、交通費、宿泊費、人件費、検査結果報告書作成費、書類発行手数料、送料、運搬費、設置工事費、処分費、諸経費等

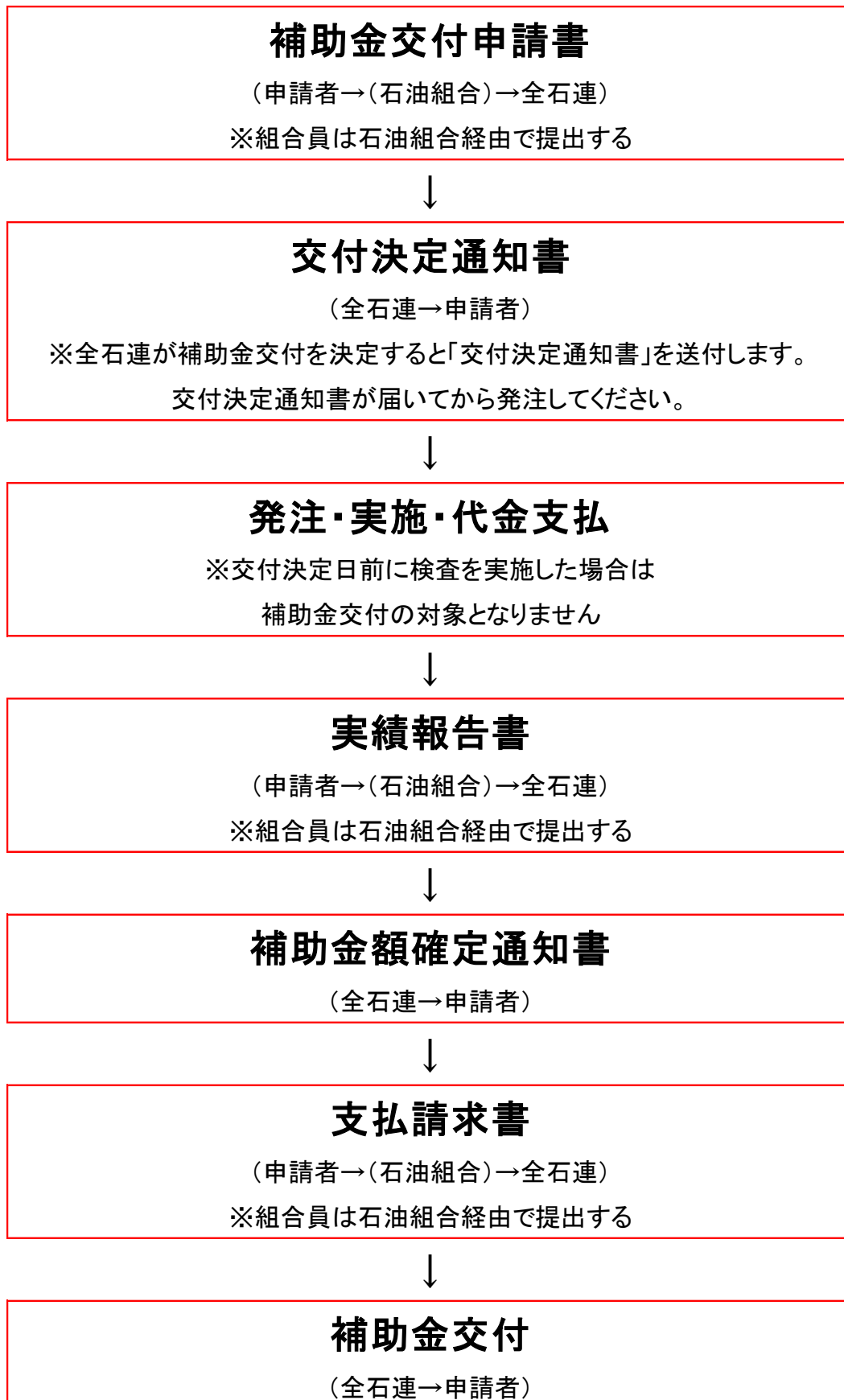
※情報通信機器について、パソコン・スマートフォン・タブレット・プリンター・FAX・複合機・電話機等は補助対象外となります。

※安全対策等研修の乙種危険物取扱者(第4類)に係る対象費用は受験料及び受講費用となります。

※安全対策等研修の研修受講以外の経費(入学金、交通費、滞在費等)は補助対象外とします。

※補助の対象となる経費の消費税等は、補助対象外となります。

(3)申請から補助金交付までの流れ



【交付申請に必要な書類】

①補助金交付申請書(様式経再第1号-1)

②誓約書(暴力団排除に関する誓約事項)(別紙)

③役員名簿

※氏名(カナ)、生年月日、性別、会社名、役職名を記載してください。

④事業継続計画書

⑤小規模事業者該当することを確認するため、下記1～4のいずれかをご提出ください。

※申請時において最新のもので税務署の受付を確認できるもの(⑥も同様)

(1)直近の法人事業概況説明書(「4 期末従業員等の状況」欄で常勤役員数は除き、従業員数5人以下であることが確認できるものに限る)

(2)直近の青色申告決算書もしくは白色申告用収支内訳書の写し(「給与賃金の内訳」欄等で従業員数5人以下であることが確認できるものに限る)

(3)給与所得等の所得税領収書の写し

(4)その他の書類(上記以外で従業員数5人以下であることが確認できるものに限る)

※上記書類について、アルバイト・パートが含まれている場合は、アルバイト・パート含む従業員数が5人以下であることが対象となります。

⑥申請者が法人の場合、「みなし大企業」でないことを証明する以下の書類

(1)直近過去3か年分の法人税確定申告書(別表1)

(2)直近の同族会社等の判定に関する明細書(別表2)

⑦見積書(2業者以上の競争見積もり)の写し ※分析委託料、安全対策等研修は
見積書不要

⑧その他添付書類

・安全検査対応

計量機検定…「検定証印(有効期限付きシール)」の写真

地下(移動)タンク検査…前回の実施結果報告書の写し

分析委託料…委託契約申込書(または委託契約変更届出書)、請求書(委託期間の記載のあるもの)

※補助対象期間は、分析委託契約が交付決定日以前であっても、交付決定日から2027年1月31日までの期間内に実施するものが対象になります。なお、交付決定日より前に支払いが済んでいる経費でも交付決定日以降に実施するものについては対象になります。

・業務安全対策…購入品の「パンフレット」等

・安全対策等研修…受験日・受講日が確認できる書類

⑨その他、全石連が必要に応じて要請する書類

※申請給油所が SS 過疎地等に所在するか資源エネルギー庁のホームページ

「<https://www.enecho.meti.go.jp>distribution>sskasochi>」から検索し、令和7年3月31日時点「市町村別に見る SS 過疎の状況」(SS が3カ所以下の市町村一覧)及び居住地から最寄り SS までの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村一覧(291市町村)(PDF 形式)を参照し、該当するか確認ください。

または、本手引書 P9、10を参照ください。

【実績報告に必要な書類】

①補助事業実績報告書(様式経再第10号-1)

②実施完了証明書類等の写し

・安全検査対応

計量機検定…「作業完了報告書」又は「検収書」の写し

地下(移動)タンク検査…「検査実施結果報告書」の写し

分析委託料…「分析結果通知書(申請回数分)」の写し

・業務安全対策…「納品書」又は「完了証明書」の写し

・安全対策等研修…「修了証」「受講証明書」「受験票」等の写し

③請求書の写し

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類(金融機関の振込依頼書)の写し

・支払いは、申請者名義で金融機関窓口での振込をしてください。

なお、原則、他の請求書との合算支払はお控えください。

・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付してください。

◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果」写し(振込日翌日以降の日付であるもの)

◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

・現金払いの場合は、領収証写し

・手形による支払いは対象外となりますのでご注意ください

⑤写真(カラー)

・SS 全景写真(社名、SS 名も撮影してください)

・安全検査対応

計量機検定…「検定証印(有効期限付きシール)」の写真

地下(移動)タンク検査…「検査済証シール」の写真

分析委託料…不要

・業務安全対策…納品された機器・備品の写真

※工事が発生する場合は、作業前・作業中・作業後の写真を提出してください。

・安全対策等研修…不要

⑥支払請求書(様式経再第12号-1)

⑦その他、全石連が必要に応じて要請する書類

(4)代金支払いの期限

発注先への代金の支払いは、2027年1月31日までに終了させてください。

※期限までに代金を支払わなかった場合は、補助対象にはなりません。

(5)実績報告書の提出期限

事業が終了し、代金の支払いが完了しましたら、次の期間内までに実績報告書を提出しなければなりません。

※補助事業完了後、30日以内に提出してください

提出期限
2027年2月10日(全石連必着)

◎全ての手続きが終了してから、2～3ヶ月以内に補助金が交付されます。

(6)支払請求書の提出

送付された「補助金額の確定通知書」の金額をご確認ください。

同封されている「支払請求書」に必要事項を記入の上、石油組合又は全石連へ速やかにご提出ください。

・SS過疎地一覽

市町村別に見るＳＳ過疎の状況

資料：令和7年3月31日時点SS登録データによる

＜SS数が少ない市町村＞

※3箇所以下 計381市町村

令和7年3月31日時点市町村数：1,718（東京特別区を除く）

SS数が0箇所：11町村

1 青森県	西目屋村	8 和歌山県	北山村
2 埼玉県	東秩父村	9 山口県	和木町
3 富山県	舟橋村	10 高知県	田野町
4 大阪府	豊能町	11 沖縄県	東村
5 奈良県	三宅町		
6 奈良県	上牧町		
7 奈良県	黒滝村		

SS数が1箇所：97町村

1 北海道	木古内町	66 奈良県	御杖村
2 北海道	二セコ町	67 奈良県	高取町
3 北海道	泊村	68 奈良県	明日香村
4 北海道	神恵内村	69 奈良県	王寺町
5 北海道	赤井川村	70 奈良県	野迫川村
6 北海道	上砂川町	71 奈良県	上北山村
7 北海道	月形町	72 奈良県	川上村
8 北海道	秩父別町	73 奈良県	東吉野村
9 北海道	北竜町	74 和歌山県	美浜町
10 北海道	比布町	75 和歌山県	太地町
11 北海道	音威子府村	76 和歌山県	古座川町
12 北海道	初山別村	77 島根県	知夫村
13 青森県	蓬田村	78 岡山県	新庄村
14 青森県	田舎館村	79 岡山県	西粟倉村
15 青森県	風間浦村	80 山口県	阿武町
16 秋田県	大湯村	81 徳島県	佐那河内村
17 山形県	金山町	82 高知県	北川村
18 福島県	檜枝岐村	83 高知県	大川村
19 福島県	湯川村	84 高知県	三原村
20 福島県	三島町	85 福岡県	小竹町
21 福島県	昭和村	86 福岡県	赤村
22 福島県	中島村	87 熊本県	水上村
23 福島県	葛尾村	88 鹿児島県	三島村
24 群馬県	上野村	89 沖縄県	大宜味村
25 群馬県	南牧村	90 沖縄県	嘉手納町
26 群馬県	高山村	91 沖縄県	渡嘉敷村
27 群馬県	明和町	92 沖縄県	粟国村
28 埼玉県	越生町	93 沖縄県	渡名喜村
29 埼玉県	横瀬町	94 沖縄県	南大東村
30 埼玉県	長瀬町	95 沖縄県	北大東村
31 千葉県	長柄町	96 沖縄県	伊是名村
32 東京都	利島村	97 沖縄県	多良間村
33 東京都	御蔵島村		
34 東京都	青ヶ島村		
35 神奈川県	二宮町		
36 神奈川県	松田町		
37 神奈川県	開成町		
38 神奈川県	真鶴町		
39 神奈川県	清川村		
40 新潟県	粟島浦村		
41 山梨県	西桂町		
42 山梨県	鳴沢村		
43 山梨県	小菅村		
44 長野県	北相木村		
45 長野県	平谷村		
46 長野県	根羽村		
47 長野県	売木村		
48 長野県	天龍村		
49 長野県	泰阜村		
50 長野県	豊丘村		
51 長野県	王滝村		
52 長野県	麻績村		
53 長野県	生坂村		
54 長野県	朝日村		
55 長野県	高山村		
56 長野県	木島平村		
57 長野県	小川村		
58 岐阜県	富加町		
59 岐阜県	東白川村		
60 静岡県	西伊豆町		
61 京都府	井手町		
62 京都府	南山城村		
63 大阪府	島本町		
64 兵庫県	播磨町		
65 奈良県	三郷町		

SS数が2箇所：129市町村

1 北海道	歌志内市	76 長野県	栄村
2 北海道	新篠津村	77 岐阜県	北方町
3 北海道	島牧村	78 岐阜県	白川村
4 北海道	寿都町	79 愛知県	大治町
5 北海道	真狩村	80 三重県	木曽岬町
6 北海道	留寿都村	81 滋賀県	甲良町
7 北海道	京極町	82 京都府	宇治田原町
8 北海道	古平町	83 京都府	笠置町
9 北海道	仁木町	84 大阪府	忠岡町
10 北海道	浦臼町	85 大阪府	田尻町
11 北海道	沼田町	86 大阪府	太子町
12 北海道	鷹栖町	87 大阪府	河南町
13 北海道	上富良野町	88 奈良県	斑鳩町
14 北海道	剣淵町	89 奈良県	安堵町
15 北海道	幌加内町	90 奈良県	曽爾村
16 北海道	小平町	91 奈良県	下市町
17 北海道	苫前町	92 和歌山県	九度山町
18 北海道	幌延町	93 和歌山県	高野町
19 北海道	津別町	94 鳥取県	岩美町
20 北海道	小清水町	95 鳥取県	若桜町
21 北海道	鹽戸町	96 鳥取県	三朝町
22 北海道	滝上町	97 鳥取県	江府町
23 北海道	西興部村	98 岡山県	奈義町
24 北海道	陸別町	99 岡山県	久米南町
25 北海道	鶴居村	100 広島県	海田町
26 青森県	今別町	101 山口県	上関町
27 青森県	佐井村	102 徳島県	勝浦町
28 岩手県	住田町	103 徳島県	上勝町
29 宮城県	七ヶ宿町	104 愛媛県	松野町
30 秋田県	上小阿仁村	105 高知県	東洋町
31 秋田県	井川町	106 高知県	奈半利町
32 秋田県	東成瀬村	107 高知県	安田町
33 山形県	西川町	108 高知県	馬路村
34 山形県	舟形町	109 高知県	芸西村
35 山形県	白鷹町	110 福岡県	芦屋町
36 福島県	鮫川村	111 福岡県	遠賀町
37 福島県	玉川村	112 福岡県	鞍手町
38 福島県	浅川町	113 福岡県	東峰村
39 福島県	橋本町	114 福岡県	糸田町
40 福島県	川内村	115 福岡県	大任町
41 福島県	大熊町	116 福岡県	吉富町
42 群馬県	神流町	117 佐賀県	上峰町
43 群馬県	下仁田町	118 熊本県	玉東町
44 群馬県	草津町	119 熊本県	産山村
45 群馬県	川場村	120 熊本県	湯前町
46 群馬県	千代田町	121 熊本県	五木村
47 埼玉県	宮代町	122 大分県	姫島村
48 千葉県	神崎町	123 宮崎県	西米良村
49 千葉県	一宮町	124 宮崎県	諸塚村
50 千葉県	睦沢町	125 鹿児島県	宇検村
51 千葉県	御宿町	126 沖縄県	今帰仁村
52 東京都	清瀬市	127 沖縄県	座間味村
53 東京都	檜原村	128 沖縄県	伊平屋村
54 東京都	奥多摩町	129 沖縄県	久米島町
55 東京都	神津島村		
56 石川県	川北町		
57 石川県	内灘町		
58 石川県	宝達志水町		
59 福井県	池田町		
60 山梨県	早川町		
61 山梨県	道志村		
62 山梨県	丹波山村		
63 長野県	南相木村		
64 長野県	青木村		
65 長野県	飯島町		
66 長野県	下條村		
67 長野県	大鹿村		
68 長野県	上松町		
69 長野県	木祖村		
70 長野県	大桑村		
71 長野県	山形村		
72 長野県	池田町		
73 長野県	松川村		
74 長野県	小谷村		
75 長野県	飯綱町		

SS数が3箇所：144市町村

1 北海道	福島町	76 福井県	永平寺町
2 北海道	知内町	77 福井県	美浜町
3 北海道	鹿部町	78 福井県	高浜町
4 北海道	江差町	79 山梨県	忍野村
5 北海道	厚沢部町	80 長野県	下諏訪町
6 北海道	乙部町	81 長野県	原村
7 北海道	黒松内町	82 長野県	中川村
8 北海道	喜茂別町	83 長野県	宮田村
9 北海道	奈井江町	84 長野県	喬木村
10 北海道	新十津川町	85 長野県	筑北村
11 北海道	妹背牛町	86 長野県	野沢温泉村
12 北海道	南竜町	87 岐阜県	関ヶ原町
13 北海道	東神楽町	88 岐阜県	神戸町
14 北海道	愛別町	89 岐阜県	安八町
15 北海道	東川町	90 岐阜県	坂祝町
16 北海道	中富良野町	91 岐阜県	七宗町
17 北海道	南富良野町	92 岐阜県	御嵩町
18 北海道	占冠村	93 静岡県	松崎町
19 北海道	和寒町	94 愛知県	東栄町
20 北海道	下川町	95 愛知県	豊根村
21 北海道	美深町	96 三重県	東員町
22 北海道	中川町	97 三重県	朝日町
23 北海道	増毛町	98 京都府	大山崎町
24 北海道	遠別町	99 大阪府	藤井寺市
25 北海道	猿払村	100 大阪府	千早赤阪村
26 北海道	中頓別町	101 奈良県	山添村
27 北海道	礼文町	102 奈良県	平群町
28 北海道	利尻町	103 奈良県	天川村
29 北海道	清里町	104 奈良県	下北山村
30 北海道	訓子府町	105 和歌山県	日高町
31 北海道	興部町	106 鳥取県	日野町
32 北海道	豊浦町	107 島根県	川本町
33 北海道	壮瞥町	108 島根県	海士町
34 北海道	厚真町	109 島根県	西ノ島町
35 北海道	中札内村	110 岡山県	里庄町
36 北海道	羅臼町	111 広島県	府中町
37 青森県	平内町	112 広島県	熊野町
38 青森県	外ヶ浜町	113 広島県	坂町
39 青森県	大鰐町	114 徳島県	神山町
40 青森県	大間町	115 香川県	直島町
41 青森県	階上町	116 香川県	琴平町
42 青森県	新郷村	117 高知県	本山村
43 岩手県	平泉町	118 高知県	越知町
44 岩手県	普代村	119 高知県	津野町
45 秋田県	藤里町	120 福岡県	須恵町
46 山形県	朝日町	121 福岡県	岡垣町
47 山形県	鮭川村	122 福岡県	桂川町
48 山形県	三川町	123 福岡県	大刀洗町
49 福島県	桑折町	124 福岡県	上毛町
50 福島県	鏡石町	125 佐賀県	吉野ヶ里町
51 福島県	磐梯町	126 佐賀県	玄海町
52 福島県	柳津村	127 佐賀県	大町町
53 福島県	泉崎村	128 佐賀県	江北町
54 福島県	広野町	129 長崎県	東彼杵町
55 福島県	新地町	130 長崎県	小値賀町
56 埼玉県	滑川町	131 熊本県	南小国町
57 埼玉県	鳩山町	132 熊本県	西原村
58 埼玉県	ときがわ町	133 熊本県	津奈木町
59 埼玉県	美里町	134 熊本県	山江村
60 埼玉県	神川町	135 熊本県	球磨村
61 埼玉県	松伏町	136 宮崎県	綾町
62 千葉県	九十九里町	137 宮崎県	木城町
63 千葉県	長南町	138 宮崎県	椎葉村
64 千葉県	鋸南町	139 鹿児島県	大和村
65 東京都	小全井市	140 沖縄県	国納村
66 東京都	狛江市	141 沖縄県	宜野座村
67 東京都	日の出町	142 沖縄県	金武町
68 東京都	新島村	143 沖縄県	伊江村
69 東京都	小笠原村	144 沖縄県	与那原町
70 神奈川県	逗子市		
71 神奈川県	大磯町		
72 神奈川県	中井町		
73 新潟県	出雲崎町		
74 新潟県	津南町		
75 新潟県	刈羽村		

居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリアが所在している市町村一覧（291市町村）

資料：令和7年3月31日時点SS登録データによる
令和7年3月31日時点市町村数：1,718（東京特別区を除く）
赤字はSS通過地、括弧内の数字は市町村内のSS数

1	北海道	旭川市	(76)	76	青森県	むつ市	(34)	151	福井県	若狭町	(11)	226	山口県	周防大島町	(8)
2	北海道	釧路市	(53)	77	青森県	佐井村	(2)	152	山梨県	甲府市	(52)	227	徳島県	阿南市	(31)
3	北海道	帯広市	(53)	78	岩手県	盛岡市	(51)	153	山梨県	山梨市	(14)	228	徳島県	三好市	(19)
4	北海道	岩見沢市	(24)	79	岩手県	宮古市	(25)	154	山梨県	早川町	(2)	229	徳島県	那賀町	(11)
5	北海道	留萌市	(9)	80	岩手県	花巻市	(35)	155	山梨県	身延町	(8)	230	徳島県	美波町	(4)
6	北海道	紋別市	(15)	81	岩手県	北上市	(22)	156	山梨県	南部町	(6)	231	徳島県	海陽町	(7)
7	北海道	根室市	(17)	82	岩手県	久慈市	(17)	157	長野県	松本市	(76)	232	徳島県	つるぎ町	(6)
8	北海道	深川市	(12)	83	岩手県	一関市	(44)	158	長野県	飯田市	(40)	233	徳島県	東みよし町	(11)
9	北海道	伊達市	(14)	84	岩手県	陸前高田市	(7)	159	長野県	諏訪市	(18)	234	愛媛県	宇和島市	(42)
10	北海道	石狩市	(27)	85	岩手県	釜石市	(10)	160	長野県	伊那市	(25)	235	愛媛県	西条市	(44)
11	北海道	当別町	(6)	86	岩手県	八幡平市	(17)	161	長野県	大町市	(10)	236	愛媛県	大洲市	(22)
12	北海道	八雲町	(10)	87	岩手県	奥州市	(45)	162	長野県	安曇野市	(32)	237	愛媛県	四国中央市	(28)
13	北海道	長万部町	(4)	88	岩手県	平石町	(6)	163	長野県	佐久穂町	(7)	238	愛媛県	西予市	(25)
14	北海道	上ノ国町	(4)	89	岩手県	葛巻町	(5)	164	長野県	富士見町	(9)	239	愛媛県	愛南町	(11)
15	北海道	厚沢町	(3)	90	岩手県	岩手町	(8)	165	長野県	天龍村	(1)	240	愛媛県	久万高原町	(9)
16	北海道	今金町	(4)	91	岩手県	住田町	(2)	166	長野県	泰阜村	(1)	241	愛媛県	内子町	(10)
17	北海道	せたな町	(6)	92	岩手県	大槌町	(4)	167	長野県	高山村	(1)	242	愛媛県	愛南町	(13)
18	北海道	黒松内町	(3)	93	岩手県	岩泉町	(8)	168	長野県	山ノ内町	(6)	243	高知県	室戸市	(8)
19	北海道	蘭越町	(4)	94	岩手県	一戸町	(7)	169	岐阜県	高山市	(48)	244	高知県	安芸市	(9)
20	北海道	共和町	(7)	95	宮城県	仙台市	(173)	170	岐阜県	関市	(32)	245	高知県	南国市	(23)
21	北海道	赤井川村	(1)	96	宮城県	東原市	(30)	171	岐阜県	中津川市	(32)	246	高知県	宿毛市	(17)
22	北海道	新十津川町	(3)	97	秋田県	秋田市	(75)	172	岐阜県	恵那市	(28)	247	高知県	四万十市	(21)
23	北海道	上川町	(4)	98	秋田県	能代市	(28)	173	岐阜県	飛騨市	(15)	248	高知県	香南市	(14)
24	北海道	東川町	(3)	99	秋田県	大館市	(36)	174	岐阜県	下呂市	(26)	249	高知県	香美市	(8)
25	北海道	美瑛町	(9)	100	秋田県	湯沢市	(20)	175	岐阜県	揖斐川町	(10)	250	高知県	北川村	(1)
26	北海道	和寒町	(3)	101	秋田県	鹿角市	(12)	176	静岡県	静岡市	(128)	251	高知県	大豊町	(4)
27	北海道	美深町	(3)	102	秋田県	北秋田市	(16)	177	静岡県	浜松市	(155)	252	高知県	いの町	(14)
28	北海道	中川町	(3)	103	秋田県	仙北市	(17)	178	静岡県	島田市	(28)	253	高知県	仁淀川町	(4)
29	北海道	横加内町	(2)	104	秋田県	上小阿仁村	(2)	179	静岡県	掛川市	(31)	254	高知県	越知町	(3)
30	北海道	増毛町	(3)	105	秋田県	五城目町	(7)	180	静岡県	裾野市	(10)	255	高知県	津野町	(3)
31	北海道	小平町	(2)	106	秋田県	東成瀬村	(2)	181	静岡県	伊豆市	(14)	256	高知県	四万十町	(17)
32	北海道	羽幌町	(6)	107	山形県	山形市	(60)	182	静岡県	西伊豆町	(1)	257	高知県	黒潮町	(5)
33	北海道	初山別村	(1)	108	山形県	米沢市	(32)	183	静岡県	小山町	(9)	258	福岡県	築上町	(4)
34	北海道	遠別町	(3)	109	山形県	西川町	(2)	184	静岡県	川根本町	(7)	259	長崎県	対馬市	(30)
35	北海道	天塩町	(4)	110	山形県	大江町	(5)	185	静岡県	森町	(5)	260	長崎県	五島市	(27)
36	北海道	猿払村	(3)	111	山形県	川西町	(7)	186	愛知県	豊田市	(86)	261	長崎県	新上五島町	(17)
37	北海道	中頓別町	(3)	112	山形県	小国町	(6)	187	愛知県	新城市	(14)	262	熊本県	八代市	(46)
38	北海道	枝幸町	(9)	113	福島県	福島市	(82)	188	愛知県	設楽町	(4)	263	熊本県	人吉市	(14)
39	北海道	豊富町	(4)	114	福島県	いわき市	(109)	189	三重県	大台町	(7)	264	熊本県	山都町	(14)
40	北海道	幌延町	(2)	115	福島県	喜多方市	(19)	190	滋賀県	長浜市	(34)	265	熊本県	多良木町	(8)
41	北海道	美幌町	(11)	116	福島県	檜枝岐村	(1)	191	滋賀県	高島市	(22)	266	熊本県	水上村	(1)
42	北海道	津別町	(2)	117	福島県	柳津町	(3)	192	滋賀県	東近江市	(24)	267	熊本県	五木村	(2)
43	北海道	斜里町	(8)	118	茨城県	日立市	(26)	193	京都府	京都市	(140)	268	熊本県	山江村	(3)
44	北海道	蘭戸町	(2)	119	茨城県	高萩市	(4)	194	京都府	舞鶴市	(24)	269	熊本県	球磨村	(3)
45	北海道	遠軽町	(17)	120	栃木県	鹿沼市	(34)	195	京都府	南丹市	(13)	270	大分県	中津市	(24)
46	北海道	滝上町	(2)	121	栃木県	日光市	(41)	196	兵庫県	宍粟市	(22)	271	大分県	日田市	(29)
47	北海道	興部町	(3)	122	栃木県	塩谷町	(5)	197	兵庫県	神河町	(6)	272	大分県	佐伯市	(39)
48	北海道	雄武町	(5)	123	群馬県	前橋市	(80)	198	奈良県	十津川村	(4)	273	大分県	豊後大野市	(23)
49	北海道	豊浦町	(3)	124	群馬県	桐生市	(22)	199	奈良県	上北山村	(1)	274	宮崎県	延岡市	(40)
50	北海道	むかわ町	(6)	125	群馬県	沼田市	(24)	200	奈良県	川上村	(1)	275	宮崎県	小林市	(32)
51	北海道	日高町	(11)	126	群馬県	下仁田町	(2)	201	和歌山県	田辺市	(43)	276	宮崎県	串間市	(11)
52	北海道	浦河町	(9)	127	群馬県	嬬恋村	(13)	202	和歌山県	新宮市	(17)	277	宮崎県	西都市	(11)
53	北海道	様似町	(4)	128	群馬県	片品村	(6)	203	和歌山県	高野町	(2)	278	宮崎県	えびの市	(14)
54	北海道	上士幌町	(4)	129	埼玉県	秩父市	(19)	204	和歌山県	白浜町	(10)	279	宮崎県	西米良村	(2)
55	北海道	鹿追町	(5)	130	埼玉県	小鹿野町	(4)	205	和歌山県	那智勝浦町	(7)	280	宮崎県	木城町	(3)
56	北海道	新得町	(5)	131	東京都	檜原村	(2)	206	和歌山県	古座川町	(1)	281	宮崎県	諸塚村	(2)
57	北海道	大樹町	(4)	132	東京都	奥多摩町	(2)	207	鳥取県	鳥取市	(51)	282	宮崎県	椎葉村	(3)
58	北海道	幕別町	(12)	133	神奈川県	山北町	(4)	208	鳥取県	倉吉市	(23)	283	宮崎県	美郷町	(6)
59	北海道	豊頃町	(4)	134	新潟県	柏崎市	(25)	209	鳥取県	八頭町	(5)	284	宮崎県	日之影町	(6)
60	北海道	本別町	(8)	135	新潟県	新発田市	(32)	210	鳥取県	三朝町	(2)	285	鹿児島県	出水市	(24)
61	北海道	足寄町	(6)	136	新潟県	村上市	(37)	211	鳥取県	浜田市	(28)	286	鹿児島県	伊佐市	(14)
62	北海道	陸別町	(2)	137	新潟県	糸魚川市	(18)	212	鳥取県	益田市	(21)	287	鹿児島県	南大隅町	(6)
63	北海道	浦幌町	(5)	138	新潟県	魚沼市	(17)	213	鳥取県	津和野町	(4)	288	鹿児島県	肝付町	(8)
64	北海道	釧路町	(8)	139	新潟県	阿賀町	(6)	214	鳥取県	吉賀町	(6)	289	鹿児島県	宇検村	(2)
65	北海道	厚岸町	(7)	140	新潟県	湯沢町	(5)	215	岡山県	井原市	(17)	290	鹿児島県	瀬戸内町	(11)
66	北海道	浜中町	(7)	141	富山県	富山市	(123)	216	岡山県	高梁市	(19)	291	沖縄県	東村	(0)
67	北海道	標茶町	(5)	142	富山県	黒部市	(18)	217	岡山県	備前市	(13)				
68	北海道	弟子屈町	(7)	143	富山県	上市町	(8)	218	岡山県	鏡野町	(6)				
69	北海道	鶴岡村	(2)	144	富山県	立山町	(9)	219	広島県	福山市	(119)				
70	北海道	白糠町	(5)	145	富山県	朝日町	(4)	220	広島県	三次市	(29)				
71	北海道	中標津町	(12)	146	石川県	小松市	(29)	221	広島県	庄原市	(28)				
72	北海道	標津町	(5)	147	福井県	福井市	(69)	222	広島県	神石高原町	(11)				
73	北海道	羅臼町	(3)	148	福井県	敦賀市	(21)	223	山口県	山口市	(54)				
74	青森県	青森市	(68)	149	福井県	大野市	(12)	224	山口県	秋市	(20)				
75	青森県	黒石市	(11)	150	福井県	勝山市	(6)	225	山口県	岩国市	(42)				

算出条件

- 令和7年3月31日時点における揮発油等の品質に関する法律に基づき登録があったSS。
- 令和2年国勢調査に基づく人口（500mメッシュ）。
- 道路距離算出の起点および代表住所は、各メッシュの重心（重心が海上に位置する場合はメッシュが存在する市町村とし、複数の市町村が存在する場合は、重複面積が最大の市町村を代表住所とした）。なお、海上に位置するメッシュは分析対象外。
- SSが存在しない離島や車両通行可能な道路が周囲に存在しない人口メッシュは分析対象外。
- 道路距離の算出対象とした道路は、都道府県道以上（高速道路、国道、都道府県道）及びそれ以外の道路で幅員5.5m以上のもの。ただし、出発地・目的地周辺において上記条件の道路が存在しない場合、幅員5.5m未満の道路も利用。

Ⅲ. 注意事項

○申請段階では発注・契約は行わないで下さい。

発注先との契約は、全石連から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約した場合は、補助金交付の対象外となります。「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。

○補助金交付決定後及び交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更（組織変更有）等の場合、計画変更等承認申請を提出し、名称変更（組織変更無）代表者変更、本社住所（SS住所の変更無）等の変更は、変更届出書を必ず全石連に提出してください。

○申請者資格は、申請時点だけでなく、補助事業実施期間中（補助金受給会計年度年度内）においても要件を満たしておく必要があります。万が一、補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、交付決定取消しとなり、補助金を受給している場合は、補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

○補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる場合があります。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・適正化法第 29 条から第 32 条までの規程による罰則
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

○補助事業に係る経理について、以下の通りにしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておいてください。
- ・当該証拠書類について、国や全石連から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

Ⅳ. Q & A

Q1. 申請は、1SSにつき3回とあるが、同じ区分を3回申請しても良いのでしょうか？

A1. 同じ区分を3回申請しても問題ありません。

(例) 1回目の申請: 安全検査対応、業務安全対策

2回目の申請: 安全検査対応、安全対策等研修

3回目の申請: 安全対策等研修

Q2. 購入単価(税抜)が50万円を超える場合は、補助対象になりますか？

A2. 業務安全対策においては、購入単価が50万円(税抜)を超える備品・機器は補助対象外です。なお、単価が50万円未満(税抜)の備品・機器であれば、複数台の購入は可能です。

Q3. エアコンを2台設置するための工事を行う場合、設置工事費を按分し、1台当たりの費用が50万円未満であれば問題ありませんか。

A3. はい。設置工事費が一式で見積もられている場合は、購入する機器の台数に応じて按分し、1台当たりの費用が50万円未満である場合に限り、補助対象となります。なお、1台当たりの費用が50万円以上となる場合は、補助対象外となります。

Q4. 中古品を購入する場合、2業者以上の見積書はどうすれば良いのでしょうか？

A4. 中古品であっても、2業者以上の見積書は必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出してください。

V. 申請窓口・問合せ先一覧

お問い合わせは SS の所在する石油組合又は全石連 政策グループ環境・安全対策チームへ

組合名	郵便番号	住所	電話番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸 1 条 6-3-47 石油会館	011-822-8111
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川 1-4-1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町 14-12 盛岡商工会議所会館 2 階	019-622-9528
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町 12-6 宮城県石油会館	022-265-1501
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内 5 福島県石油会館	024-546-6252
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王 3-7-21 秋田県石油会館	018-862-6981
山形県石油商業組合	990-0071	山形市流通センター3-6-2	023-664-2821
新潟県石油商業組合	951-8131	新潟市中央区白山浦 1-636-30 中小企業会館 4 階	025-267-1321
長野県石油商業組合	380-0935	長野市中御所 1-24-4 センパク裾花第 2 ビル南-2 階	026-217-6740
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町 35-5 群馬県石油会館	027-251-1888
栃木県石油商業組合	320-0032	宇都宮市昭和 1-3-10 栃木県庁舎西別館 3 階	028-622-0435
茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階	029-224-2421
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館	043-246-5225
埼玉県石油商業組合	346-0003	久喜市久喜中央 1-15-70 ヤマト測量登記事務所 1 階	0480-53-3215
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館 4 階	03-3593-1421
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町 3-5-3	045-641-1351
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町 1-3 静岡県石油会館 1 階	054-282-4337
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央 4-12-21 甲府法人会館 3 階	055-233-5850
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木 3-2-70 愛知県石油会館	052-322-1550
三重県石油商業組合	514-0009	津市羽所町 700 アスト津 7 階	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶉 1-3-2 岐阜県石油会館	058-271-2903
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中 710 富山県石油会館	076-429-8811
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月 5-177 AUBE II 4 階	076-256-5330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中 1-3-40 福井県石油会館	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津 4 階	077-522-7369
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町 10-1 京阪藤の森ビル 8 階	075-642-9733
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル 5 階	06-6362-2910
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町 85-10 奈良県自由民主会館 3 階 D 室	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	640-8319	和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 6 階	073-431-6251
兵庫県石油商業組合	650-0024	神戸市中央区海岸通 2-2-3 サンエービル 5 階	078-321-5611
岡山県石油商業組合	700-0953	岡山市南区西市 110-1	086-246-2040
広島県石油商業組合	732-0828	広島市南区京橋町 9-21 三共京橋ビル 3 階	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳 2778-4	0859-21-1400
島根県石油商業組合	690-0048	松江市西嫁島 3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488
山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216-1 泉ビル 301 号	083-973-4400
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2 階	088-622-6406
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856

香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカイビル 8 階	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5 階	095-826-4181
熊本県石油商業組合	860-0862	熊本市中央区黒髪 1-11-10 東鋼ビル 3 階	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊覇 228 沖縄県石油会館	098-998-1871
全国石油商業組合連合会	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館 3 階	03-3593-5835